

空調設備保守点検業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務概要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)及び関係法令に基づき、空調設備の点検及び整備を行う。
- 2 業務場所 秋田県秋田地域振興局福祉環境部
秋田県潟上市昭和乱橋字古開172番地1
- 3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という。）による。

II 業務範囲

- 1 空調設備の概要 別紙対象機器表のとおり
- 2 委託業務の実施
- (1) 定期点検（冷房運転期間前1回 暖房運転期間前1回）
点検内容は「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 緊急保守（異常時の原因調査及び調整・修理による現状復旧）
- 3 契約書及び標準仕様書に定められているもののほかに提出を要する書類及び時期
- (1) 定期点検実施後（実施の日から2週間以内で提出すること。）
- ① 点検報告書 点検項目の判定内容がわかる書面（様式任意）
② 委託業務写真 委託業務の実施状況がわかる写真
- (2) 緊急保守実施後（実施の日から1週間以内で提出すること。）
- ① 緊急保守報告書 緊急保守の状況、整備内容がわかる書面（様式任意）
② 委託業務写真 委託業務の実施状況がわかる写真
(整備を実施したときに限る。)
- 4 委託業務に従事する者（有資格者）
- (1) 本委託を遂行するための有資格者とは、管工事施工管理技術者を雇用しており、委託業務員として配置できること。
- (2) 点検対象設備のうち、冷温水発生機は空調設備における重要機器であることから、点検は製造者または製造者の技能士の資格を有する者が行うこと。
・秋田福祉環境部庁舎 製造者：矢崎エナジーシステム（株）

III その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議によって定めるものとする。